時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一箇休刊せず）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て遞賃を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五段活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
		六日迄	
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

世界の外交に入るの機會

アルメニヤ問題は如何に結局す可きか近着の電報に據れば事稍々平穏に傾きたる由なれども他の報道を見れば虐殺は尚ほ所々に行はれて土耳其政府は其始末に困却し耶蘇教徒の生命財産も安全ならざるが如くなれば事情又切迫するみとなしと云ふ可らず若し果して左る場合に至らば是れ恰も日本が世界の外交に手を伸す可きの機會には非ざる乎今の世界は單獨の運動を容さず一國が他國を損ぜんとすれば他の國は之を抑制し他の國、利益を害ぜんとすれば一國之を妨げんとして反對するは免る可らざる數にして例へば露西亞が土耳其に爲すあらんとすれば英國は之を制し日本が遼東半嶋を取れば露佛獨の三國が干渉して遂行せしめたるが如し左れば世界の舞臺に於て何か爲す所あらんと欲せば先づ外交社會に運動を試み利害相等しきものと結びて一箇事あるの際、敵を控制せしめ或は己れ得る所あらんが爲め他をして得る所あらしめざる可らず吾輩西が佛國と戰を開くや埃太利の其後を襲はんみとを忍れビスマークは露西亞と相談して埃太利を控制せしめたりクリミヤ戰爭前、露西亞が土耳其に對して爲すあらんとせしときには先づ英國と協議を開きセルヴイヤ、ブルゲリヤ、ボスニヤを土國より獨立せしめモルタビヤ、ワラチヤと共に露國をして保護せしめなば露國は英國をして埃及を略しガンヂヤを取らしむ可しと申込み又露土戰爭の際英國は土耳其よりサイプラス嶋を得るの盟約を結び伯林會議に於て之を公にしたるに佛伊兩國は不同意を唱へたればビーコンスフヒールドは佛國のチユニスを占領するを承認す可しと密約して遂に其志を成就したり斯くの如きもの即ち近世外交の常態なれば坐して事の起るを待たず進んで先づ外交社會に入り合從連衡の策を講ぜざる可らず今若し土耳其問題にして危急切迫の場合に至らんか歐洲の二强國は利害の衝突より必ず相反目するみとならん而して其反目する二强國の中には東亞に蹟足を伸べんとして亞細亞の新强國と相提携するものある可し新强國にして若し其位地を利用し土耳其の舞臺に於て彼の野心國の野心を抑へ以て自ら爲す所あらんとする雄國に向ひ萬一事あるの時東西横應ずるの識を提出せん乎彼は欣然として應ずるならん即ち日本が世界の外交に入るの端緒にして亦他日爲す可きの地を作るものなり外交の局に當るもの空しく此好機を看過するなからんみと我輩の切望する所なり

官報

○省令

海軍省令第七號

海軍現役豫備後備軍人ニシテ明治二十七年省令第十一號ニ依リ服役ヲ延期セラルモノハ左ノ區別ニ依リ其延期ヲ解ク

明治二十八年十二月二日　海軍大臣　侯爵西郷從道

一　現ニ召集中ニアラサル豫備後備軍人　八木年十二月一日

二　現ニ召集中ノモノハ各其召集ヲ解キタル日

三　現ニ現役ヲ豫續スル者ハ各其現役ヲ免ルタル日

○告示

大藏省告示第百號

明治二十九年一月一日ヨリ三月三十一日マテ輸入品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム

但ルーピー銀貨ヲ除クノ外外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通

明治二十八年十二月二日　大藏大臣　子爵渡邊國武

外國貨幣日本銀貨比較表

英吉利	一ポンド	金貨	九、一一四
北米合衆國	一ドルラル	同	四四六
佛蘭西	一フランク	同	三六二
同	一フランク	同	三六二
同	一フランク	同	三六二
瑞西	一クローン	同	三六二
白耳義	一クローン	同	三六二
伊太利	一クローン	同	三五〇二
同	一クローン	同	三五〇二
和蘭	一ギルドル	同	七五四
瑞典	一ベセタ	同	三六二
諾威	一ベセタ	同	三六二
西班牙	一ミルレー	同	二〇二四
葡萄牙	一ピアストル	同	〇八二
土耳其	一クルーチ	同	三八〇
澳地利匈牙利	一ルーピー	同	五一七

大藏省告示第百一號

明治二十八年十月一日ヨリ十二月三十一日マテ輸入品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表

明治二十八年十月一日　大藏大臣　子爵渡邊國武

外國貨幣

英吉利	一ポンド	金貨	九、一一四
北米合衆國	一ドルラル	同	四四六
佛蘭西	一フランク	同	三六二
同	一フランク	同	三六二
同	一フランク	同	三六二
瑞西	一クローン	同	三六二
白耳義	一クローン	同	三六二
伊太利	一クローン	同	三五〇二
同	一クローン	同	三五〇二
和蘭	一ギルドル	同	七五四
瑞典	一ベセタ	同	三六二
諾威	一ベセタ	同	三六二
西班牙	一ミルレー	同	二〇二四
葡萄牙	一ピアストル	同	〇八二
土耳其	一クルーチ	同	三八〇
澳地利匈牙利	一ルーピー	同	五一七

●●●